

薬食監麻発0723第6号

平成26年7月23日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長

（公印省略）

夏休みにおける危険ドラッグの対策について

危険ドラッグを使用した者が二次的な犯罪や健康被害を引き起こす事例が多発し、深刻な社会問題となっており、先日もJR池袋駅付近で危険ドラッグを使用した者が運転する自動車が暴走し、多数の死傷者を出すという痛ましい事件が発生したところであり、極めて憂慮すべき状況にあります。

特に夏休み期間は、若者の生活が不規則になり、開放感から様々な誘惑に取り込まれる機会が増えるため、危険ドラッグにも安易に手を出してしまう危険性が高まるのが危惧されます。

このため、この時期に実施する予定になっている普及啓発活動においては、薬物乱用防止指導員、関係団体等と協力して、青少年が多く集まる場所、イベント等の様々な機会を通じて、危険ドラッグの危険性を重点的に周知することとし、さらに危険ドラッグを販売する店舗に対する監視指導に際しては、青少年が危険ドラッグを販売する店舗に入店することのないように留意して監視指導を行う等、より一層、薬物乱用防止普及啓発活動の推進にご尽力をお願いいたします。

併せて、「脱法ドラッグ」に代わる呼称名として、「危険ドラッグ」が選定されましたので、薬物乱用防止普及啓発活動等を実施していく際には、新呼称名を使用させていただくとともに、管下の関係機関にも新呼称名の使用等について、周知方よろしくをお願いいたします。

なお、薬物乱用防止普及啓発読本「高校3年生用」、「小学校6年生保護者向け」、「薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」健康に生きようパート27」については、若干の余部がありますので、必要な場合は、監視指導・麻薬対策課へご相談をお願いいたします。

<連絡先>

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

啓発推進係長 加藤 宏二

TEL 03-5253-1111(内線2796)

FAX 03-3501-0034

奈良県
薬務課
26.7.23
収受

事 務 連 絡
平成 2 6 年 7 月 2 2 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

「脱法ドラッグ」に代わる新呼称名について

いわゆる「脱法ドラッグ」※の乱用者が犯罪を犯したり、重大な交通死亡事故を引き起こしたりする事案が後を絶たず、社会問題となっており、いわゆる「脱法ドラッグ」を使用しても罰せられないとの認識から安易に使用されている状況です。

このため、厚生労働省は、警察庁とともに、これらが危険な薬物であるという内容にふさわしい、いわゆる「脱法ドラッグ」に代わる呼称名を募集しておりましたが、今般、警察庁と協議の上、新呼称名が選定されましたので、お知らせします。

つきましては、今後、薬物乱用防止活動等を実施していく際には、新呼称名を使用していただくとともに、管下の関係機関にも新呼称名の使用等について、周知方よろしくお願いいたします。

なお、新呼称名の選定により、これまでのいわゆる「脱法ドラッグ」についての内容が変わるものではありません。

記

1 新呼称名
危険ドラッグ

2 意見募集期間
平成 2 6 年 7 月 5 日（土）から 7 月 1 8 日（金）までの間

3 応募状況

| | 電子メール | 郵送（はがき） | 計 |
|-------|--------|---------|--------|
| 応募数 | 7,437 | 535 | 7,972 |
| 応募作品数 | 18,733 | 1,154 | 19,887 |

※ 「脱法ドラッグ」とは、規制薬物（覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらをいう。）又は指定薬物（薬事法第 2 条第 1 4 項に規定する指定薬物をいう。）に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含みます。